

産業建設常任委員会 所管事務調査報告書

調査期間 令和3年9月～令和5年6月

産業建設常任委員会

委員長	鵜浦昌也	副委員長	伊勢純
委員	大和田加代子	委員	小澤睦子
委員	伊藤勇一	委員	大坂俊

産業建設常任委員会所管事務調査報告

1 所管事項 商政課、農林課、水産課、建設課、土地活用推進課、上下水道課及び農業委員会の所管に属する事項

2 委員会構成 委員長 鵜浦 昌也 副委員長 伊勢 純
 委員 大和田 加代子 委員 小澤 睦子
 委員 伊藤 勇一 委員 大坂 俊

3 調査概要

(1) 調査活動の経過

年 月	調査内容等
令和3年 9月	委員の選任替えにより現在の委員会体制となり、閉会中の継続調査について協議を行った。
10月	2年間の任期中の調査テーマを「陸前高田市の産業振興」に決定した。
11月	視察先について検討した。
12月	所管事務調査として陸前高田市内の水産業の現状について、当局から説明聴取を行った。
令和4年 3月	所管事務調査として海洋変化等に伴う漁業被害について、当局から説明聴取を行った。
4月	視察先について検討した。
6月	視察先について検討した。 所管事務調査として地域ブランド米「たかたのゆめ」の現状と課題について、「たかたのゆめ」ブランド化研究会及び当局から説明聴取を行った。 所管事務調査として若手農業従事者との意見交換について、陸前高田食と農の森及び当局から説明聴取を行った。
7月	視察先について検討した。
9月	視察先について検討した。 所管事務調査として土地利活用促進バンクの利活用及び川原川公園の維持管理について、当局から説明聴取を行った。 視察先について検討した。
11月	視察先について検討した。
12月	所管事務調査として中小企業振興基本条例（案）制定の意義と効果について、京都橘大学岡田知弘教授から説明聴取を行った。
令和5年 2月	東京電力福島第一原子力発電所におけるアルプス処理水の海洋放出に係る意見書について協議を行った。

年 月	調査内容等
3月	<p>所管事務調査として産業振興条例の策定について、当局から説明聴取を行った。</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所におけるアルプス処理水の海洋放出について、当局より説明聴取を行った。</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出に係る意見書の提出について、発議をした。</p>
5月	<p>所管事務調査として貝毒について、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室から説明聴取を行った。</p>
6月	<p>所管事務調査として貝毒対策について、当局から説明聴取を行った。</p> <p>貝毒の発生における原因究明と対策に係る意見書の提出について、発議をした。</p> <p>所管事務調査報告書の取りまとめ、報告書案の校正。</p>

(2) 視察概要

ア 東北大学大学院農学研究科

東北大学大学院農学研究科では、貝毒について説明を受けた。

近年、養殖漁家の間で大きな課題となっている貝毒の発生問題。ホタテやカキなどに発生すると、漁家は長期間にわたって出荷規制を強いられ、大きな収入減となる。

そこで、東北大学大学院農学研究科の西谷豪准教授らの研究グループが、二枚貝のまひ性貝毒の原因となる有毒プランクトン「アレキサンドリウム」に寄生し、細胞内に侵入して増殖することにより最終的に有毒プランクトンを消滅させる新種の寄生生物「アメーボフリア」を国内で初めて発見したことから、同大学を訪問して今後の課題などについて話を聞いた。

現段階での研究成果は、室内実験で行なったフラスコ内のものであり、今後は漁協や漁家の協力を得ながら実際の海洋で実証されるよう協力していくことの必要性を感じた。

イ 宮城県亘理郡山元町

六次産業化の取組及び民間企業（いちご屋・燦燦園）との連携について説明を受け、その後、いちご屋・燦燦園の現地視察を行った。

宮城県の沿岸部にある山元町は、東北一と言われるほどイチゴ産地を形成していたが、東日本大震災の津波により栽培施設の95%が倒壊や冠水などの壊滅的な被害を受けた。しかし、営農再開と産地としての再出発、地域の復興などへの機運が高まり、平成24年度から復興交付金を活用し、栽培施設を団地状

に整備するなど、産地復興に取り組んだ。

今では六次産業化にも発展。イチゴを使った様々な加工品を産直施設で販売し、買い物客から好評を得るなど、地域の活性化につながっている。

イチゴを生産販売している燦燦園は、イチゴ販売のほか、いちご狩り体験、ポット植え、スイーツ販売なども手掛け、六次産業の先進事例と言える取組を実践していた。

六次産業に限らず、産業化を図るためには、古くから知られた特産品があることが大きな強みになることを実感した。山元町は以前からイチゴ産地として知名度が高く、イチゴ狩り体験などを通して観光にも生かしながら震災からの復興を歩んできたことが理解できた。

ウ 石巻南浜復興祈念公園

宮城県の石巻市は、東日本大震災の津波で約4千人の犠牲者が集中した国内最大の被災市町村となった。中でも旧北上川河口部に位置する南浜地区（南浜町、門脇町、雲雀野町）は、津波の襲来とその後に発生した火災の延焼により500人以上が犠牲となった。

この地に整備された復興祈念公園は、宮城県、さらには被災地全体の要となる復興祈念公園として、東日本大震災で犠牲になったすべての生命（いのち）に対する追悼と鎮魂の場として、さらに震災の記憶と教訓を後世に伝える拠点となるよう整備された。

公園内のみやぎ東日本大震災津波伝承館は、県内の震災伝承施設などへ誘うゲートウェイ（玄関口）の役割を果たすことを目指して建設。リアルな津波の映像や被災者の証言などにより、津波から命を守るためには「逃げるしかない」ことを訴える映像をはじめ、県内の震災伝承施設や語り部活動を行う団体のほか、震災を契機に生まれた地域の復興に関する取組などを紹介していた。

伝承館は津波の恐ろしさをはじめ、命を守ることの大切さを訴えている施設であることが十分に伝わる施設と感じた。また、震災当時の写真などとは別に、震災後の復興の様子を紹介するコーナーもあり、思わず「訪れてみたい」と感じさせるような工夫があった。

(3) 所管事務調査概要

ア 陸前高田市内の水産業の現状について

市担当者から本市の主要産業である水産業に関し、新型コロナウイルス感染症の影響について説明を受けた。

本市のカキやホタテ、ワカメなどの水産物は、本年度の総漁獲高が令和元年度に比べ数量で1割ほど、金額で2割ほど、いずれも減少している状況について説明した。東日本大震災後、市内の漁業関係者は復興を目指して頑張ってきたが、近年は海水温の上昇や磯焼けなどにより不漁に見舞われているほか、新型コロナウイルス感染症による販売不振や貝毒の発生で厳しい状況にあるとのことである。

さらに、本県沿岸漁業の主力となっている秋サケは、11月末現在、前年同期で3割ほどの漁獲に留まっており、網をかけてもサケが掛かってこないとのことである。

一方、広田湾漁協がインターネット上でやっている通信販売サイトは好調であり、9月末現在の売り上げは、前年度より270万円ほど伸ばしている。特に本市のカキは市場で全国一の評価をされており、多くの注文を受けている。

イ 海洋変化等に伴う漁業被害について

市役所内で市担当者から海洋変化等に伴う漁業被害について説明を受け、意見書案をまとめた。

意見書案の内容は、①磯焼けの抜本的な対策の実施を求める。②貝毒が発生する原因究明と抜本的な対策の実施を求める。③主力魚種であるサケの水揚げ量が減少していることについて、原因究明と抜本的な対策の実施を求める。とした。

「海洋環境の変化等による磯焼け、貝毒の発生及び主力魚種の不漁における原因究明と対策に係る意見書」を本会議で発議し、衆参両院議長、内閣総理大臣及び関係大臣に提出した。

ウ 地域ブランド米「たかたのゆめ」の現状と課題について

本市の地域ブランド米「たかたのゆめ」の更なる普及に向けた課題を探るため、現状と課題について説明を受けた。

開会前に「たかたのゆめ」ブランド化研究会の佐藤信一会長のほか、市担当者とともに道の駅高田松原内の「たかたのごはん」で、たかたのゆめを使用したメニューを味わい、その後、高田沖地区の水田において20センチメートルほ

どに成長した稲の状況を視察した。

所管事務調査では、現在、市内の44農家が58ヘクタールに作付けし、270トンほどの収穫となっていると説明し、将来的には70ヘクタールで300トンの収穫が目標と話した。

さらに、最近では新型コロナウイルス感染症の影響もあって全国的に米の消費が低迷していることから、今後は市内でも消費が伸びるよう、飲食店などで精米したばかりのたかたのゆめが食べられるような施策の展開も必要とのことであった。

エ 若手農業従事者との意見交換について

懇談のテーマは「若手農業従事者との意見交換について」とし、食と農の森の松田俊一会長をはじめ、会員の方々と懇談し、農業を単に生産する産業としてだけでなく、経営として捉えている取組について調査した。

会員の方々は、市内でイチゴ、リンゴ、ブドウ、生姜、トマトなど、様々な農産物を生産。その中で、「コロナ禍にあって、野菜を作るより売ることが難しくなっている」と話し、農産物を生産するだけではなく、インターネットなどを使って自ら販路拡大に努め、生産から販売まで全てを手掛ける経営者として自立を目指している実践例を紹介していただいた。

また、市外からの移住者が新しく農業を始める際に畑となる土地を探すことが苦勞するとの声があった。

若者たちの意欲ある取組に感心させられたほか、行政ができる支援を考えていく必要性を強く感じた。

オ 土地利活用促進バンクの利活用及び川原川公園の維持管理について

市担当者から土地利活用促進バンクの利活用状況について説明を受けた。

この制度は、高田町と気仙町の嵩上げ地の所有者と土地利活用希望者を結びつけるための制度。市が売買と賃貸借交渉を進め、契約は当事者間で行なう。

総面積は76.6ヘクタールで、所有者の登録数は595件。このうち、これまでに50件、2.85ヘクタール（高田2.47ヘクタール、今泉0.38ヘクタール）が賃貸や売買の契約につながっている。パンフレットなどを作成し、関東の高速道路のサービスエリアや近隣の道の駅などで土地利活用のPRに努めているほか、中心市街地でイベントを開くなど、周知を図っている。

カ 中小企業振興基本条例（案）制定の意義と効果について

本市の産業振興を進める上で必要と思われる条例制定の意義などについて、京都橘大学教授の岡田知弘氏を講師とし、リモート形式により「中小企業振興基本条例制定の意義と効果」について説明を受けた。

岡田氏は紫波郡矢巾町をはじめ、京都府長岡市や高知市での同条例制定に携わっており、「ぜひ、陸前高田市でも制定を」とアドバイスをいただいた。

その理由として、条例を制定することにより地域経済が循環し、市民の生活向上につながることを挙げました。また、市としては、地域経済の担い手である中小企業の現状が正確に把握でき、住民ニーズに沿った行政施策が展開できると説明した。

キ 産業振興条例の策定について

市役所内で産業振興条例の策定に向けた考えについて、市担当者から説明を受けた。

担当者は、現段階では総合計画に盛り込んだ商工業振興に沿って進めるとし、条例策定は今後の検討課題とのことである。また、条例の必要性を認識しつつ、現段階ではコロナや物価高騰といった市民生活の課題を優先せざるを得ない状況であり、今すぐ条例策定の準備に入る段階ではないとし、令和5年度が総合計画の後期基本計画がスタートするので、後期の5年間の中で検討していきたいと話した。

ク 東京電力福島第一原子力発電所におけるアルプス処理水の海洋放出について

市担当者から東京電力福島第一原子力発電所アルプス処理水の海洋放出について話を聞き、国に十分な説明を求める意見書提出を本会議へ提案することを確認した。

意見書の内容は①国が責任を持ってALPS処理水の安全性、透明性を確保し、漁業者や国民に十分な説明を行い、不安を払拭するとともに理解が得られるよう努めること。②国の責任において、海洋放出の方針決定により当面生じる風評被害及び将来実際に海洋放出が行われた場合に生じる風評被害にどのように対処するのか明確に示すこと。③漁業者や関連産業の従事者が希望をもって働き、持続可能な産業となるよう産業振興のための方策を具体的に示すこと。

とし、「東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出に係る意見書」を本会議で発議し、衆参両院議長、内閣総理大臣及び関係大臣に提出した。

ケ 貝毒について

近年、ホタテやカキなど二枚貝を生産する漁業者の深刻な問題となっている貝毒への対策について、農林水産省の担当者らから話を聞くため、市役所でリモートによる所管事務調査を行った。

同省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室の阿部智室長は、「今年は例年になく貝毒の発生件数が多い」と指摘。「温暖化の影響か、海水温が高くなっていることも要因のひとつと考えられる」としながら「貝はプランクトンをエサとするが、プランクトンの中には人に麻痺や下痢を引き起こす毒を持ったものもあり、この有毒プランクトンが東日本大震災時の津波で巻き上がって広がったとも考えられる」と説明した。

さらに、同省としては「生産海域で貝毒の監視や管理措置について都道府県に通知し、生産実態に応じたリスク管理体制を推進している」とし、「都道府県への交付金により管理体制の整備を支援している」などと話した。

議員からは「ホタテ生産者らにとっては深刻な問題。今後も貝毒の発生を抑える研究などに補助金を出し、国が率先して対応してほしい」などと要望した。

コ 貝毒対策について

市担当者から貝毒対策について話を聞き、意見書提出を本会議へ提案することを確認した。

意見書の内容は、貝毒が発生する原因究明と抜本的な対策の解明に迅速に取り組む、持続的な救済措置を講じていただくよう、強く要望するとし、「貝毒の発生における原因究明と対策に係る意見書の提出について」を本会議で発議した。

4 今後の課題について

本市は、これまで東日本大震災からの復興を目指したまちづくりを展開してきたが、さらなる一步を歩み始めた矢先に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市内経済が大きく落ち込み、産業を取り巻く情勢は極めて厳しい状況を迎えた。

また、国が定めた東日本大震災からの復興・創生期間が令和2年度で終了し、

3年度から7年度までの5年間で新たな復興期間として「第2期復興・創生期間」と位置付けられているものの、復興事業に携わってきた方々の転出が市内の消費人口の減少に拍車をかけ、市内経済は大変厳しい状況となっている。

5 課題解決策について

市としても交流人口の拡大や産業振興施策に鋭意取り組んでいるが、今後は一層の地産地消を推進しながら地元購買率を高めるなど、地域経済循環を核とした産業の振興策を展開し、持続可能なまちづくりを進めていくことが重要と考える。

そのためにも、行政と市民が一丸となって取組み、地域産業の振興に向け、これまで以上の施策を展開するためにも本市の産業振興に関する条例を制定し、市民と行政が共通の目標に向かって連携協力し、市内の産業基盤の安定と強化、雇用の確保が図られるべきと考える。

6 産業振興に関する提言

これまで4年に渡り、「産業振興条例（仮称）」の制定について調査・研究してきたが、この条例は、市内産業団体をはじめ、事業者や金融機関、市行政、市議会も連携を進め、産業の振興と地域経済循環を前進させるためのものである。行政視察で訪問した愛媛県丸亀市のように産業振興条例を制定したまちでは、生き生きと産業や事業が発展を続けている。さらには、県内でも岩手県中小企業振興条例や一関市、滝沢市などの産業振興条例などで条例制定が進んでいる。

しかし、理念だけを制定した条例では、理想を実現できず、実効性を発揮できない場合がある。そこで本常任委員会では、条例制定にあたっては、市当局との連携が不可欠であり、市内産業団体や事業者間の連携を進めていくことが肝要であると認識した。

現在、「陸前高田市まちづくり総合計画」の後期基本計画の策定に向けて動き出しているが、後期基本計画に産業振興条例（仮称）を位置付ければ、計画策定の審議において、産業団体や事業者が当事者としての議論を始めることができるものと考えられる。

そこで、本市の陸前高田市まちづくり総合計画の後期基本計画の策定において、産業振興条例（仮称）の制定を位置づけることを提言する。

7 次期への申し送り事項

本常任委員会は、これまでの調査テーマに「陸前高田市の産業振興」を掲げてきた。その上で、管外行政視察や所管事務調査を行い、最終的な目標として産業振興条例の制定を目指してきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により産業従事者や消費者から直接意見を聞くことができず、条例制定には至らなかった。

しかし、これまでの可能な限りの調査から、委員全員「今後のアフター（ウイズ）コロナのまちづくりを進める上でも産業の振興は欠かせない」との認識で一致した。

その上で、当事者意識を持ちながら市当局や関係者と協力し、産業基盤の安定強化と雇用の確保が図られるよう本市の産業振興に関する指針を条例として定めることを申し送り事項とする。

また、本市の基幹産業でもある漁業に関し、近年大きな課題となっている貝毒の発生について、専門家である大学の准教授をはじめ、農林水産省の担当者から発生抑止に関する研究成果や現状などについて聴取してきた。地元の広田湾漁協も研究支援に前向きな態度を示しており、今後の各種調査研究に注視しながら所管事務調査として継続されることを期待する。